

第 3 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年2月5日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第7号 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料1)
- (2) 議案第8号 令和2年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について (資料2)
- (3) 議案第9号 令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について (資料3)
- (4) 議案第10号 令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について (資料4)

2 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について (資料5)
 - ② 令和3年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について (資料6)
 - ③ 貫井保育園大規模改修工事について (資料7)
 - ④ 子育て施設等従事者特別奨励金の支給実績について (資料8)
 - ⑤ その他
 - i その他

資料 1	
------	--

議案第7号

令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和3年2月5日
教育振興部保健給食課

令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立少年自然の家条例第11条第1項第5号の規定に基づき、以下のとおり練馬区立少年自然の家の臨時休館日を設定する。

- 1 臨時休館日
令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで
- 2 周知方法
練馬区ホームページおよびベルデ宿泊予約システムにより周知
- 3 練馬区の対応
参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年2月3日付け）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は2月2日、東京都を含む10都府県で、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長した。これを受け都知事は同日、新たに日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容として、緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、2月8日から3月7日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

令和3年2月5日
教育委員会事務局

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針に基づく
教育委員会事務局所管施設の開館時間等の変更について

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（2月3日改定）に基づき、以下のとおりとする。

1 変更の期間

令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで

2 変更の内容

- (1) 都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。
- (2) 通常、午後8時以降も開館している施設の開館時間を午後8時までに短縮する。

議案	施設	開館時間		備考
		通常	変更後 2月8日～ 3月7日	
第7号	少年自然の家	開館	休館	1月12日～ 2月7日（※）
第8号	学校教育支援センター	午前9時～ 午後9時30分	午前9時～午後8時	同左
第9号	貫井図書館、 春日町図書館	（全日） 午前9時～午後9時	（全日） 午前9時～午後8時	同左
	上記以外の 図書館	（平日） 午前9時～午後8時 （土日祝日） 午前9時～午後7時	変更なし	同左
第10号	青少年館	午前9時～ 午後9時30分	午前9時～午後8時	同左

※ 1月12日～2月7日の変更については、令和3年1月8日開催の第1回教育委員会臨時会にて、承認された。

議案第 8 号

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 5 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和 3 年 2 月 5 日
教育振興部学校教育支援センター

令和 2 年度練馬区立学校教育支援センターの開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校教育支援センター条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、練馬区立学校教育支援センターの開館時間を以下のとおり変更する。

1 変更の期間

令和 3 年 2 月 8 日（月）から 3 月 7 日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

（変更後）午前 9 時から午後 8 時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、学校教育支援センターホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 3 年 2 月 3 日付け）
- (2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和 3 年 2 月 3 日付け 2 練企企第 10074 号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は2月2日、東京都を含む10都府県で、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長した。これを受け都知事は同日、新たに日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容として、緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、2月8日から3月7日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

本日、第 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たな「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 7 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 7 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 7 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部 文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第9号

令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和3年2月5日
教育振興部光が丘図書館

令和2年度練馬区立図書館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立図書館条例第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立図書館2館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで

2 対象図書館

貫井図書館、春日町図書館

3 開館時間

（変更前）午前9時から午後9時まで

（変更後）午前9時から午後8時まで

4 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

5 練馬区の対応

参考資料

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年2月3日付け）

(2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和3年2月3日付け2練企企第10074号）

6 その他

(1) 開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

(2) 上記対象図書館以外の練馬区立図書館における開館時間については、平日は午前9時から午後8時まで、土日祝日は午前9時から午後7時までのため、開館時間の変更は行わない。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は2月2日、東京都を含む10都府県で、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長した。これを受け都知事は同日、新たに日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容として、緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、2月8日から3月7日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

本日、第 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たな「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 7 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 7 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 7 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の見減割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部 文書法務課 内線 5621～5623、5625

議案第10号

令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日

提出者 教育長 河 口 浩

令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

このことについて、別紙のとおり変更するものとする。

令和3年2月5日
こども家庭部青少年課

令和2年度練馬区立青少年館の開館時間の変更について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第6条第2項の規定に基づき、以下のとおり練馬区立青少年館の開館時間を変更する。

1 変更の期間

令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで

2 開館時間

（変更前）午前9時から午後9時30分まで

（変更後）午前9時から午後8時まで

3 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

4 練馬区の対応

参考資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和3年2月3日付け）
- (2) 利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について（令和3年2月3日付け2練企企第10074号）

5 その他

開館時間の変更に伴い、施設の利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについては、区の取扱いに準ずるものとする。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は2月2日、東京都を含む10都府県で、緊急事態宣言の期間を3月7日まで延長した。これを受け都知事は同日、新たに日中も含めた都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容として、緊急事態措置の期間を延長した。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、2月8日から3月7日まで以下のとおり対応する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底するようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【区立施設】

- (1) 通常、午後8時以降も開館している施設については、原則、開館時間を午後8時までに短縮する。委託園の延長保育については、午後8時30分まで実施する。利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限とする。
ただし、練馬文化センター等の興行施設で、既にチケット等が販売済みの事業は除く。
- (2) 飲食を目的とした利用および入浴は、禁止する。
- (3) 感染リスクが高いと考えられる、室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。
- (4) 都県境をまたぐ人の移動を抑制するため、都外に所在する少年自然の家は、休館する。

【区主催のイベント・事業】

- (1) 各種講座や説明会、教室等は、オンライン開催など代替手段が講じられるものは、形態を変更して実施する。
実施が必要なものは、感染防止対策を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中を含めた不要不急の外出は控えて頂き、特に午後8時以降は徹底するようお願いします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を、引き続きお願いいたします。

4 区内の飲食店等事業者へのお願い

飲食店や遊興施設等は、午前5時から午後8時までとする営業時間の短縮をお願いいたします。その他の施設も、午後8時までとする営業時間の短縮にご協力をお願いいたします。営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。

各部（室・局）長 様

区政改革担当部長 森田 泰子
（公印省略）
総務部長 堀 和夫
（公印省略）

利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いの延長について

本日、第 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新たな「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を決定し、方針に基づく対応期間を令和 3 年 3 月 7 日まで延長しました。

つきましては、令和 3 年 1 月 8 日付け「利用時間を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」で通知した区立施設の利用時間を午後 8 時までに制限して貸し出す場合の使用料の取扱いについても、下記のとおり令和 3 年 3 月 7 日まで延長します。なお、取扱い内容の変更はありません。

記

1 対応期間

令和 3 年 3 月 7 日まで

2 利用時間を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。
- (2) 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から 5 割減額※を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額を行わない。
- (3) 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限も行わない。

※ 申込時点では、利用予定日の時間が制限されていたが、利用予定の前に時間の制限が解除されたとしても、利用制限の時間内で利用する場合は減額を適用したままとする。

3 利用時間を制限した場合に利用者の使用料を減額する根拠

各施設の条例または規則の減免事由等を定める規定中「その他区長が特に必要があると認めたとき」が根拠となる。

4 使用料減免および利用承認等の手続について

- (1) 各施設のホームページ等で利用時間の制限を周知し、利用者からの利用申請を受け付ける。枠単位での貸出しの場合は、通常時の減免対象の利用者と同様に、利用者から使用料減免申請書を提出してもらい利用承認書を交付する。
- (2) 枠単位での貸出しで、既に利用申請を受け付けており、利用時間が制限後の時間を超えている場合は、使用料減免申請書※を提出してもらい、利用変更承認書を交付する。

※ 各施設の条例・規則等に使用料減免申請書の提出を省略できる旨の規定がある場合は、提出を省略することができる。

5 利用の定員を制限して貸し出す場合の使用料の考え方

- (1) 一般の利用者
5割減額
- (2) 通常時から減免対象の利用者
通常の減免割合を適用

詳しくは、令和2年5月28日付け2練企企第10013号「利用の定員を制限して貸し出す区立施設の使用料の取扱いについて」をご参照ください。

なお、枠単位での貸出しで、利用時間を制限し、かつ定員も制限して貸し出す場合についても5割減額とします。

6 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用キャンセルについて

引き続き当面の間、以下のとおり対応することとします。

- (1) 使用料を全額還付する。
- (2) 利用制限の対象となる期間（利用日7日前を過ぎたキャンセル）であっても、利用制限をしない。

【担当】

(施設使用料に関すること)

区政改革担当部 区政改革担当課 内線 5696

(条例・規則等に関すること)

総務部 文書法務課 内線 5621～5623、5625

学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

令和3年2月1日

代表者 住 所 練馬区

氏 名

ほか 280 人

電 話

練馬区教育委員会
教育長 河口浩殿

要 旨

- 1 区立小中学校に配備される予定のタブレットを用い、教職員の働き方改革の観点からも、配布物のオンライン化や出欠・成績の管理等、校務全体のデジタル化を推進し、早期に実施してください。
- 2 タブレットによるオンライン授業や課題配布等、あらゆる手段で「学びの保障」を確保してください。

理 由

- 1 行政手続きの押印廃止を進める政府方針を踏まえ、文部科学省が令和2年10月20日、学校現場における保護者との連絡のデジタル化を求める通知を全国の教育委員会に出しました。菅政権が政策目標として「デジタル化」を推進していること、昨今の新型コロナウイルスの終息が見通せないこと、教職員の方々の負担軽減などを鑑み、練馬区でも早急に対応すべきだと考えるからです。
- 2 新型コロナウイルスを始めとした感染症や止むを得ない事情のために、急遽学級閉鎖や休校措置が取られたとしても学習の場が失われないよう、オンライン授業やオンライン課題配布の実現を切望します。また、これは学級閉鎖時や休校時に限らず、様々な事情で登校ができないすべての児童や生徒の「学びの保障」のためにも早急に進めていただきたいと考えます。

品川区の公立中学校では学校に直接登校できていない児童・生徒に対し、Zoomを用いて授業の様子をライブ配信しました。北九州市や寝屋川市でも同様な取り組みが行われています。また、福岡市教育委員会は、「授業を受けた場所で児童・生徒への学習評価が変わることはない」としています。

どのような状況下にあっても、子どもたちの「学びの保障」を確保するのは我々大人の責任であり、教育基本法第5条にも規定された教育行政としての責任です。練馬区においても、教育の要である「授業」「課題」のオンライン化（授業のライブ配信を含む）への取り組みを早急に開始し、不安定な社会情勢下であっても、子どもたちの進学・未来に不利な影響が出ぬよう対処していただきたいと考えます。

資料 5

令和3年2月5日

教育振興部教育総務課

令和3年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校（28校）および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
※ 1	開進第四小学校、大泉小学校	東日本建物管理 株式会社	練馬区高野台
2	練馬小学校、田柄第二小学校 練馬東中学校	ユニオンサービス 株式会社	練馬区中村南
3	大泉第一小学校、大泉第三小学校 石神井東中学校	株式会社プラント	練馬区大泉学園町
4	中村小学校、開進第三小学校 開進第一中学校、開進第三中学校	関東ビルメンテナンス 株式会社	練馬区石神井町
5	向山小学校、旭町小学校 豊溪中学校	有限会社 日本オルウィッツ	練馬区高松
6	谷原小学校 石神井中学校、石神井南中学校	株式会社五十嵐商会	練馬区三原台
7	大泉学園緑小学校、泉新小学校 大泉北中学校、大泉学園中学校	株式会社武翔総合管理	練馬区豊玉北
8	練馬第二小学校、春日小学校 北町中学校	株式会社 諏訪サービス社	練馬区貫井
9	大泉北小学校 貫井中学校、谷原中学校	有限会社 日本オルウィッツ	練馬区高松

※ 1は令和3年度から新規に委託を開始する学校

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 選定経過

令和2年9月8日 第1回選定委員会（構成委員は事務局職員および学校長計5名）

9月25日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知

10月30日 企画提案書提出期限（応募21社）

12月2日 書類審査により一次審査通過事業者として11社を選定

一次審査結果を各社に通知

令和3年1月18日 二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考）

第2回選定委員会において、委託候補事業者8社を選定

5 委託実績

	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日（予定）
小学校	44校	46校
中学校	33校	33校
合計	77校	79校

資料 6

令和 3 年 2 月 5 日

教育振興部保健給食課

令和 3 年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

1 事業者選定校（29件、32校）および委託候補事業者

	学校名	委託候補事業者名	所在地
※1	1 中村西小学校	(株)藤江	墨田区両国
※1	2 向山小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	3 開進第三小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	4 練馬第二小学校	(株)藤江	墨田区両国
	5 練馬第三小学校	(株)NECライベックス	港区三田
	6 石神井東小学校	(株)藤江	墨田区両国
	7 石神井台小学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	8 下石神井小学校	日本国民食(株)	中央区日本橋堀留町
	9 関町北小学校	葉隠勇進(株)	港区芝
	10 大泉第六小学校	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	調布市調布ヶ丘
	11 大泉学園小学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷
	12 富士見台小学校	葉隠勇進(株)	港区芝
	13 八坂小学校	(株)レクトン	中央区新川
※2	14 豊玉中学校	(株)NECライベックス	港区三田
※2	15 豊玉第二中学校	(株)NECライベックス	港区三田
	16 中村中学校	フジ産業(株)	港区虎ノ門
	17 開進第二中学校	(株)東洋食品	台東区東上野
	18 開進第四中学校	(株)藤江	墨田区両国
	19 練馬中学校	一富士フードサービス(株)関東支社	千代田区神田錦町
	20 練馬東中学校	一富士フードサービス(株)関東支社	千代田区神田錦町
	21 光が丘第一中学校	日本国民食(株)	中央区日本橋堀留町
	22 上石神井中学校	フジ産業(株)	港区虎ノ門

	学校名	委託候補事業者名	所在地
23	三原台中学校	葉隠勇進(株)	港区芝
24	大泉西中学校	(株)藤江	墨田区両国
25	大泉北中学校	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	調布市調布ヶ丘
26	関中学校	フジ産業(株)	港区虎ノ門
27	谷原小学校・ 泉新小学校	(株)レクトン	中央区新川
28	開進第三中学校・ 開進第二小学校	(株)藤江	墨田区両国
29	南が丘中学校・ 石神井南中学校	協立給食(株)	渋谷区千駄ヶ谷

※1 1、2は令和3年度から新規に委託を開始する学校

※2 14、15は事業者が代わる学校

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 選定経過

令和2年9月7日 第1回選定委員会（構成委員は事務局職員および学校長計7名）

10月1日 区ホームページにおいて委託事業者募集について告知

11月2日 企画提案書提出期限（応募23社）

11月27日 書類審査により一次審査通過事業者として16社を選定
一次審査結果を各社に通知

12月21日 二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる選考）

12月24日 第2回選定委員会において、委託候補事業者10社を選定

5 委託実績

	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日(予定)
小学校	52校	54校
中学校	33校	33校
合計	85校	87校

貫井保育園大規模改修工事について

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕に基づき、標記工事を実施する。

1 施設概要

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 所在地 | 練馬区貫井四丁目 2 4 番 9 号 |
| (2) 敷地面積 | 1,001.79㎡ |
| (3) 延床面積 | 420.03㎡ |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建て |
| (5) 開設 | 昭和43年 5 月 |
| (6) 定員 | 93名 |

2 大規模改修工事概要

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 建築工事 | 外壁・屋上防水・内装・建具改修工事、外構工事 ほか |
| (2) 機械設備工事 | 給排水・衛生設備工事、厨房設備工事、冷暖房設備工事 ほか |
| (3) 電気設備工事 | 電灯・動力設備工事、受変電設備工事、火災報知設備工事 ほか |

3 スケジュール

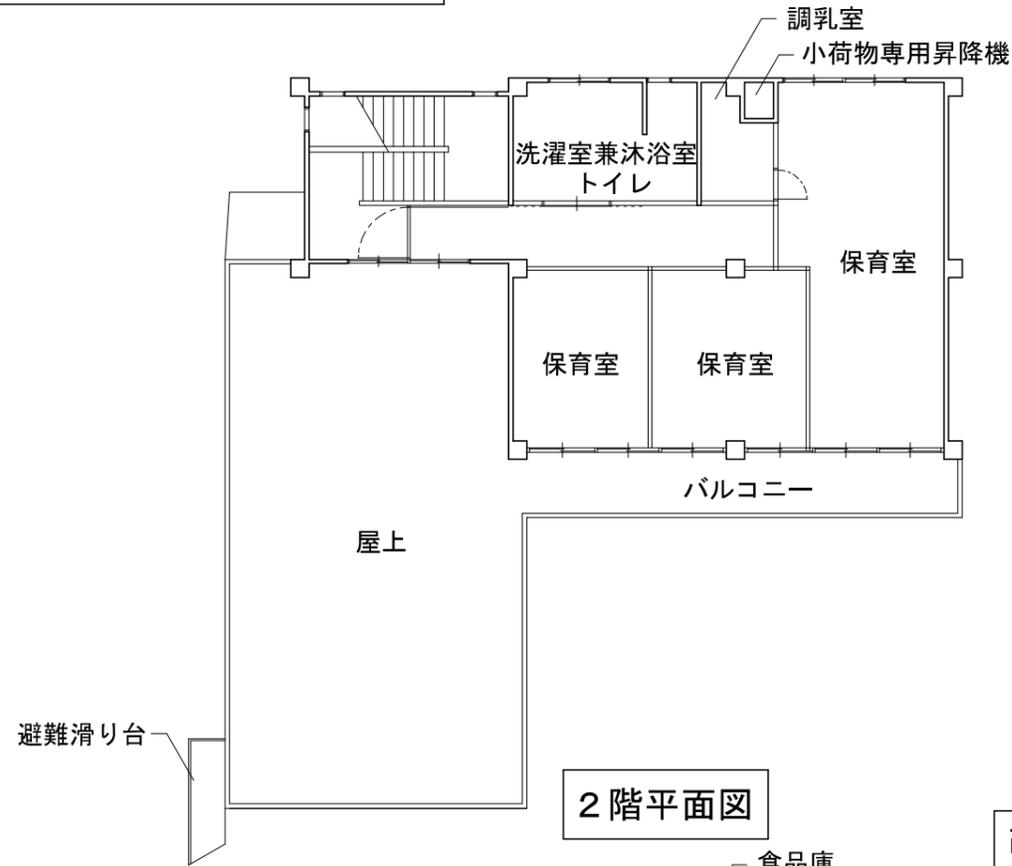
- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 実施設計 | 令和 2 年 6 月～令和 3 年 3 月 |
| (2) 改修工事（予定） | 令和 3 年 3 月～令和 4 年 2 月 |
| (3) 開設（予定） | 令和 4 年 3 月 |

参考

工事期間中の保育場所

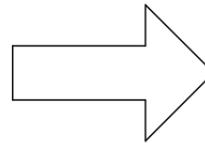
練馬区貫井四丁目 2 4 番 1 8 号（貫井保育園隣接区有地）

練馬区立貫井保育園

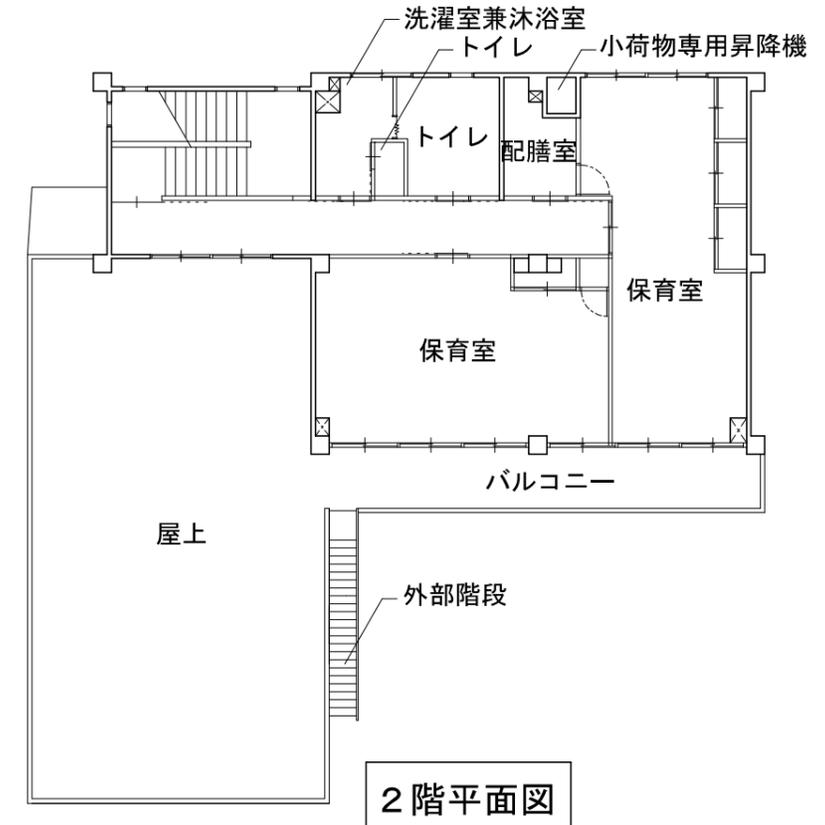


2階平面図

改修前



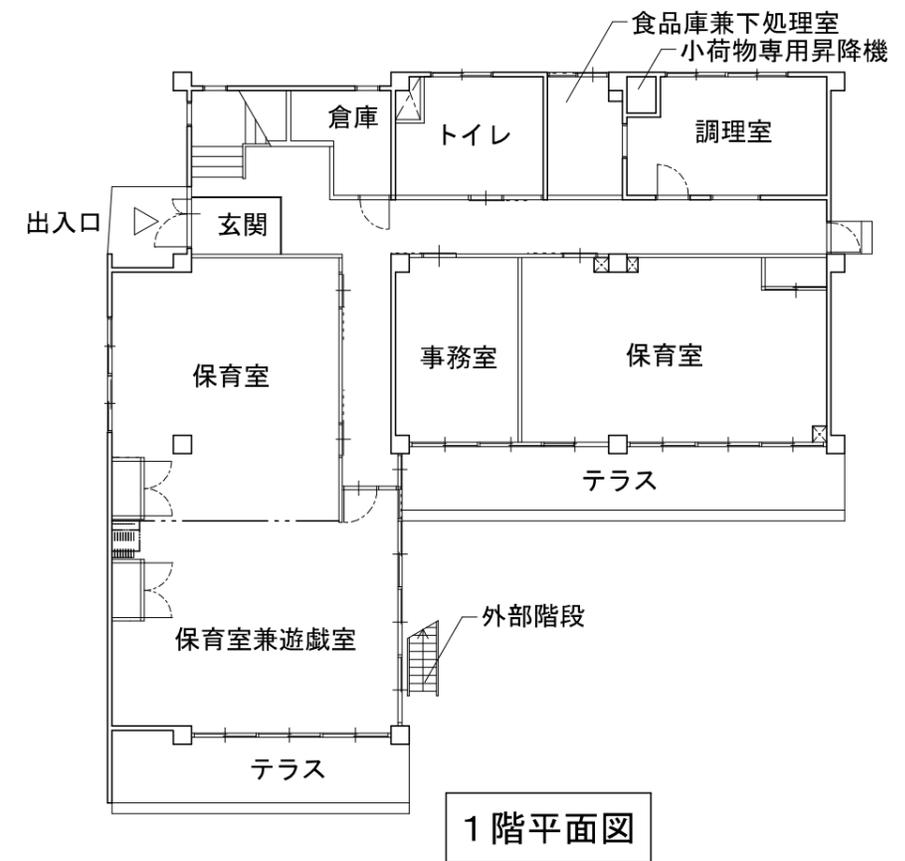
改修後



2階平面図



1階平面図



1階平面図

資料 8	
------	--

令和3年2月5日
こども家庭部保育課

子育て施設等従事者特別奨励金の支給実績について

1 目的

区民の生活に欠かせない社会インフラであり、感染状況に関わらず原則開園（室・所）が必要となる保育施設等の子育て施設等従事者が業務を継続する一助にするとともに、東京都が実施する感染症対応従事者慰労金の支給対象となる、医療・介護・障害分野の従事者との均衡を図るため、本区独自の奨励金を支給する。

2 支給対象者

下記(1)～(3)のすべてを満たす従事者を支給対象とする。

- (1) 今後も開園（室・所）を継続する、区内の保育所等保育施設、学童クラブ、一時預かりを実施する幼稚園、練馬こども園、子ども家庭支援センター実施事業等（以下、「子育て施設等」という。）に勤務する、子どもへの直接処遇にあたっている従事者（ただし公務員等は除く）
- (2) 令和2年10月1日現在で雇用契約が開始しており、かつ雇用契約満了日が令和3年3月31日以降であり、同日まで当該子育て施設等での勤務予定の従事者
- (3) 東京都が実施する感染症対応従事者慰労金の支給を受けていない従事者

3 支給額

従事者1人につき3万円（常勤・非常勤の別は問わない。複数施設に勤務する者は、主たる勤務先1か所での支給とする）

4 支給実績

	事業所数			支給人数	支給額
	A 対象数	B 申請数	B/A 申請率		
保育所等保育施設	304	301	99.0%	5,664人	169,920,000円
学童クラブ	68	68	100%	958人	28,740,000円
幼稚園、練馬こども園	38	36	94.7%	879人	26,370,000円
子ども家庭支援センター 実施事業等	243	243	100%	409人	12,270,000円
合計	653	648	99.2%	7,910人	237,300,000円